

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年5月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024年4月中旬～2024年5月中旬）

- 中華人民共和国関税法
- ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 最高人民法院が2023年10大知財事件を公表

III. 中国法務の現場より

「北京市の住宅購入規制の緩和措置」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024年4月中旬～2024年5月中旬）

◆ 中華人民共和国関税法¹

全国人民代表大会常務委員会 2024年4月26日公布、2024年12月1日施行

1. はじめに

中国「立法法」第11条は、税金の種類、税率及び税収徴収管理制度が法律に基づいて設けるものであると定められているが、実務上、多くの税金に関する規制は、長期間にわたって条例や暫定条例などで定められている。

「中華人民共和国関税法」（以下、「**関税法**」という。）の公表前、中国の主な税金のうち、個人所得税、企業所得税、車両船舶税、環境保護税、タバコ税、船舶トン税、車両購入税、耕地占用税、資源税、都市維持建設税、契税、印紙税に関する法律は既に制定されていた。関税に関する規制は、「税関法²」、「輸出入関税条例³」（以下、「**関税条例**」という。）及びその他の法令において規定されていた。関税法は、上記の法令における関税に関する規定をまとめた上で、数年来の実務上の経験や関税徴収の改革成果と結び付き、法律の形式で中国の関税制度を構築している。

2. 要点

(1) 越境電子商取引に対する徴収管理を強化する

税関総署及び商務部、国家発展改革委員会その他の部門等が共同で公表した「越境電子商取引小売輸入の監督管理関連業務の改善に関する通知⁴」（商財発（2018）486号）、「越境電子商取引小売輸出入商品の監督管理事項に関する公告⁵」（税関総署公告2018年第194号）等によると、越境電子商取引プラットフォーム事業者、物流企業、税関申告企業は、関税の源泉徴収義務者として、納税義務を履行しなければならず、また、それに関連する追納義務及び法的責任を負う。

関税法第3条は、越境電子商取引小売輸入に従事する電子商取引プラットフォーム事業者、物流企業、税関申告企業、及び法律と行政法規により納税者に代わって関税を源泉徴収する義務を負う組織と個人は、関税の源泉徴収義務者であると規定しており、上記通知等の関連規定を法律条文として確立した。

また、関税法第64条においては、源泉徴収義務者が源泉徴収又は徴収すべき税額を徴収しなかった場合の罰則（下記の（4）納税者及び源泉徴収義務者への行政処罰に関する規定を追加する）を参照されたい。）が定められており、越境電子商取引における関税の源泉徴収義務者への監督管理が一層強化される。

¹ 中国語で「中華人民共和国関税法」という。

² 中国語で「海関法」という。

³ 中国語で「進出口関税条例」という。

⁴ 中国語で「关于完善跨境电子商务零售进口监管有关工作的通知」という。

⁵ 中国語で「关于跨境电子商务零售进出口商品有关监管事宜的公告」という。

(2) 貨物放出と関税決定を分離する方式を確立する

2016年6月、税関総署が、全国税関の通関一体化改革⁶を始動させたとき、税関の税収徴収管理及び通関管理方式を改良し始めた。具体的には、以下の通りである。

- 税収徴収管理において、従前、企業は、関税納付の審査承認結果に基づいて納付するものであった。2017年7月1日より、企業による自主申告・自主納付に移行された。
- 通関管理において、従前、税関は、申告受理、書類審査、税関検査、税金徴収、貨物通関という流れで通関管理を実施していた。改革実施後、企業による通関申告及び税金の自主申告・自主納付手続がなされた後、税関は、現場で安全確認を実施し、貨物通関後に、通関申告書等への審査や現物検査、価格見積などを通じて、税務リスクを査察する。

関税法は、通関一体化改革の成果に基づき、貨物放出と関税決定を分離する方式で関税徴収管理を実施することを確立した。つまり、納税者はまず自主申告・自主納付を行い、税関は、貨物通関後の一定の期限内に、関税金額等を確認するということである。具体的な条文は、以下の通りである。

- 第41条は、「関税徴収管理は、貨物放出と関税決定を分離する方式で実施することができる」と明記している。
- 第20条は、「輸出入貨物及び輸入物品は、納税者又は源泉徴収義務者が申告を完了させた日に実施される税率を適用する」と規定している。
- 第42条は、「輸出入貨物の納税者及び源泉徴収義務者は、規定に基づいて、税関を選択して納税申告を行うことができる」と規定している。
- 第43条は、「輸出入貨物の納税者及び源泉徴収義務者は、申告完了日から15日以内に納税しなければならない。税関の定める条件を満たし、かつ担保を提供する場合、翌月第5営業日未までに納税することができる」と規定している。
- 第45条は、税関が納税者若しくは源泉徴収義務者が税金を納付した日、又は貨物を放出した日から3年以内に、納付税額を確認する権利を有することを明記し、また、「税関より確認された納税額は、納税者、源泉徴収義務者が申告した税額と一致しない場合、税関は、納税者、源泉徴収義務者に税額確認書を発行する。納税者、源泉徴収義務者は、税額確認書に記載された納付すべき税額に従い、税関が指定する期間内に、税金の追納又は還付手続を行わなければならない。税関が納付すべき税額を確認した後に、納税者が追納する必要であると判断されるが所定期間内に追納を行わなかった場合、所定期間の満了日から、日割りで延滞税額の1万分の5の延滞金が課される」と規定している。

(3) 納税者による税金還付の申請期限を3年に延長する

関税条例第52条は、「税関が関税額を多く徴収したことを発見した場合、即時に納税義務者に還付手続をするよう通知しなければならない。納税義務者が多く納税したことを発見した場合、納税日から1年以内に、書面にて税関に多く納税した税額並びに銀行の同期間の当座預金利息を加算して還付することを請求することができる。税関は、還付申請を受理した日から30日以内に審査し、還付手続をするよう納税義務者に通知しなければならない。納税義務者は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に関連する還付手続をしなければならない」と規定している。

関税法第51条は、納税者が多く納税したことを発見した場合の還付申請期限を1年から3年に延長し、「税関は、税金を多く徴収したことを発見した場合、納税者に速やかに還付手続を行うよう通知しなければならない。納税者が税金を多く納付したことを発見した場合、税金を納付した日から3年以内に、書面にて税関に多く納めた税金の還付を申請することができる。税関は、申請を受

⁶ 中国語で「全国海关通关一体化改革」という。

理した日から 30 日以内に確認し、納税者に還付手続を行うよう通知しなければならず、納税者は通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に還付手続をしなければならない」と規定している。

(4) 納税者及び源泉徴収義務者への行政処罰に関する規定を追加する

現行の関税条例には、法的責任に関する規定について、「税関法」、「税関行政処罰実施条例⁷」等が援用されているが、具体的な罰則が規定されていなかったため、これらの条項に基づいて行政処罰を下すことは困難であったと考えられる。関税法の第六章には、納税者及び源泉徴収義務者への行政処罰に関する規定が追加された。具体的には、以下の通りである。

条項	条文内容	備考
第 62 条	納税者が納税義務を履行していない場合、又は免税品、保税品監督期間中、合併、分割その他の資産再編、解散、破産、又はその他の法によって事業終了となる事情を税関に報告しなかったとき、税関は警告を与え、その状況が重大である場合、3 万元以下の過料を科す。	/
第 63 条	納税者が納付すべき税金を納付せず、財産の譲渡、隠匿等の手段を講じたことにより、税関が法に基づき未納税額を追徴することを妨げる場合、税関による未納税額及び延滞金の追徴のほか、未納税額の 50%以上 5 倍以下の過料が科される。	本条に定める過料の上限は、「税関行政処罰実施条例」第 9 条に定める脱税・密輸に対する過料（納付すべき税額の 3 倍）を上回るものである。
第 64 条	源泉徴収義務者が源泉徴収すべき税額を源泉徴収しなかった、又は徴収すべき税額を徴収しなかった場合、税関は、納税者から税額を追徴し、源泉徴収義務者に対し、源泉徴収又は徴収すべき税額の 50%以上 3 倍以下の過料を科す。	本条においては、源泉徴収義務者が故意であるか過失であるかについて制限が設けられていない。過料の上限は「税関行政処罰実施条例」第 9 条に定める脱税・密輸に対する過料（納付すべき税額の 3 倍）に相当し、「税関行政処罰実施条例」第 15 条に定める虚偽申告による国家税収徴収への妨害に対する過料の上限（未納税額の 2 倍）を上回るものである。

◆ ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定⁸

国家市場監督管理総局 2024 年 5 月 6 日公布、2024 年 9 月 1 日施行

1. はじめに

ICT 技術の急速な発展に伴い、データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則などを通じた不正競争行為は絶えず現れている。

⁷ 中国語で「海关行政处罚实施条例」という。

⁸ 中国語で「网络反不正当竞争暂行规定」という。

2017年、全国人民代表大会常務委員会は、不正競争防止法を改正し、ネットワーク不正競争について第12条を新設し、「ネットワーク不正競争規制専門条項」と呼ばれている⁹。同条は、インターネット上の不正競争を適切に規制するための法的根拠を与えたと考えられる。2020年、全国人民代表大会常務委員会の法執行検査グループより公表された「中華人民共和国不正競争防止法」の検査実施状況に関する報告書¹⁰によると、ネットワーク不正競争には、ICT技術やオンラインプラットフォームを通じて行われる既存の不正競争行為（例えば、虚偽宣伝、商業中傷、模倣品の販売など）が含まれるが、広告ブロック、トラフィックハイジャック¹¹、ビッグデータ殺熟¹²、ワンクリック詐欺、ユーザー投稿の有料削除をはじめとする複雑かつ高い隠蔽性を備える新しい行為類型も現れている。

2021年8月、国家市場監督管理総局は、「ネットワーク不正競争行為の禁止に関する規定（公開意見募集稿）¹³」を公表し、インターネット経済の新業態をめぐる不正競争行為を拡充・細分化し、複数の新型不正競争行為が挙げられている。この上で、「ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定」（以下、「暫定規定」という。）は、ネットワーク不正競争の規制範囲・行為類型を更に明確にし、プラットフォーム事業者の責任が一層強化されている。

2. 要点

(1) 既存の不正競争行為の新しい形式の明確化

現行の不正競争防止法第6条、第7条、第8条、第11条では、それぞれ混同行為、商業賄賂、虚偽宣伝、商業中傷が規定されている。暫定規定は、不正競争防止法の関連条項を踏まえ、ICT技術を通じて行われる上記の不正競争行為の新しい形式を明確にしている。

ア 混同行為

- 暫定規定は、不正競争防止法第6条に加えて、一定の影響を有する他人のドメイン名の主体部分やウェブサイト名称、ウェブページ等に類似するマークの無断使用を混同行為に追加した¹⁴。
- 暫定規定は、一定の影響を有する他人の「アプリケーションソフト、オンラインショップ、クライアント、ミニプログラム、公式アカウント、ゲーム画面等 Web ページのデザイン、名称、アイコン、形状等が同一又は類似する標識」及び「ネットワークニックネーム、ネットワーク記号、ネットワーク略称等の標識」の無断使用を混同行為に追加した¹⁵。

⁹不正競争防止法第12条：事業者は、ネットワークを利用して生産・経営活動に従事するにあたり、本法の各条項を遵守しなければならない。

事業者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与え、又はその他の方法により、次の各号に掲げる、他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨げたり、破壊したりする行為を実施してはならない。

(1)他の事業者の同意を得ずに、当該事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に特定のページに遷移させる。

(2)他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、クローズ、アンインストールするようユーザーを誤った方向に導き、欺き、強迫する。

(3)悪意をもって他の事業者の適法に提供するネットワーク製品又はサービスが互換性を持たないようにする。

(4)他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊するその他行為。

¹⁰中国語で「关于检查《中华人民共和国反不正当竞争法》实施情况的报告」という。

¹¹中国語で「流量劫持」という。「トラフィックハイジャック」とは、キーワードや虚偽操作項目を設置することにより、自社製品又はサービスに繋がるリンクを設け、ユーザーを誘導することをいう。

¹²中国語で「大数据杀熟」という。「ビッグデータ殺熟」とは、事業者がアルゴリズムを利用し、ユーザーの嗜好や取引習慣などに基いて、取引条件における不当な差別的取扱いその他不当な制限の付加を行うことをいう。

¹³中国語で「禁止网络不正当竞争行为规定（公开征求意见稿）」という。

¹⁴暫定規定第7条1項1号

¹⁵暫定規定第7条1項3号、4号

- 暫定規定は、「他人の商品又は他人と特定の関係があると誤認させる商品の生産販売」を混同行為に追加した¹⁶。
- 暫定規定は、混同行為の共同実施に関する規定を新設し、「ネットワーク経営場所等の便宜条件を提供することにより、他の事業者と共同で混同行為を実施すること」が混同行為として明記されている¹⁷。
- 暫定規定は、検索キーワードに関する規定を新設し、「無断で一定の影響力を有する他人の商業標識を検索キーワードにして、他人の商品又は他人と特定の関係があると誤認させるおそれのあること」を混同行為に追加した¹⁸。

イ 商業賄賂

暫定規定は、不正競争防止法第7条における「財物」の範囲を明らかにし、よく見られる「現金」以外に、物品、オンライン仮想財産及び商品券、ファンド、株式、債務免除等その他の財産権益も挙げられている¹⁹。

ウ 虚偽宣伝

暫定規定は、不正競争防止法第8条に基づき、事業者が、オンラインマーケティング手段、及びデータ偽造を通じた虚偽宣伝、又は誤解を招く商業宣伝を行ってはならないと規定している²⁰。

エ 商業中傷

暫定規定は、不正競争防止法第11条を踏まえて、商業中傷に関する規制範囲を拡大し、競争相手の商業上の名誉、商品の信用に損害を与えるおそれがある行為を規制範囲に盛り込んだ。

また、インターネット上の商業中傷の手段として、(1) 悪意評価、(2) 虚偽情報又は誤解を招く情報の流布、(3) 虚偽情報又は誤解を招く情報を含むリスク提示、顧客への通知、警告状若しくは告発状の伝達という3つの行為類型が挙げられており、包括的な条項も設けられている²¹。

さらに、暫定規定第11条第2項では、商業中傷の共同実施に関する禁止規定が追加され、「クライアント、ミニプログラム並びに公式アカウントの運営者、及びコメント投稿サービスを提供する組織又は個人」が故意に事業者と共同で商業中傷を実施してはならないことが規定されている。

(2) ネットワーク不正競争行為類型の追加

ア 悪意遮断

2013年以降、中国の大手IT企業の間で、悪意遮断を通じた商戦が激化されている。その具体的な方式として、検索ボックスで競争相手の検索サービスをブロックすることや、アプリ内で共有リンクを通じて競争相手のページを直接開けないように設定することが挙げられている。

¹⁶ 暫定規定第7条1項5号

¹⁷ 暫定規定第7条1項6号

¹⁸ 暫定規定第7条2項

¹⁹ 暫定規定第10条2項

²⁰ 暫定規定第8条、第9条

²¹ 暫定規定第11条1項

暫定規定第 17 条により、事業者は、特定の事業者より適法に提供される情報の内容及びページをブロック・遮断し、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱す場合、不正競争行為に該当する。

イ 二者択一

「二者択一」とは、事業者が自社のプラットフォームに出店する企業等に対し、競合他社への出店を禁止することを強要する行為をいう。中国の独占禁止法や不正競争防止法に関連する法令においては、当該行為に対する規制が定められている。実務上、2021 年、中国の国家市場監督管理総局は、アリババグループによる「二者択一」の強要行為に対して、独占禁止法違反で 182 億 2,800 万人民币元の罰金を科したと発表し、当該罰金額はアリババグループの 2019 年国内売上高の 4%に相当する²²。

暫定規定第 18 条では、「二者択一」を行う具体的な手段が明確化されている。事業者は、ユーザーの選択に影響を与えること、トラフィック制限、遮断、検索表示順位の降格などを通じて、他の事業者との間の正常な取引を妨害してはならず、又は技術手段を利用することにより、取引先、販売地域若しくは期間、販売促進活動への参加等を制限し、他の事業者の経営選択に影響してはならない。

独占禁止関連法令における「二者択一」に対する規制と比べると、暫定規定は、事業者が市場支配的地位を有することが求められておらず、事業者全体に適用される。この点について、ご留意頂きたい。

ウ データの不正取得・利用

暫定規定第 19 条では、事業者が技術的手段を通じて、他の事業者が適法に保有するデータを不正取得・利用してはならず、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱してはならないと定められている。

実務上、事業者は、Web クローラーをはじめとする技術的手段をよく利用し、テキスト、画像、音声、動画など大量のオンライン情報を収集することができる。裁判所は、これらのデータの取得や利用行為の正当性を判断する場合、さまざまな要素（例えば、Web に設置された身分認証システムやユーザーのログインシステムを破壊したり、技術的措置を回避したりすることがあるか否か）を総合的に考慮すると思われる。

(3) プラットフォーム事業者の不正競争行為

暫定規定第 23 条は、「競争上の優位性が有するプラットフォーム事業者」に対し、より厳しいコンプライアンス要求を定めている。これらのプラットフォーム事業者は、正当な理由がなく、技術的手段を利用し、バックグラウンド取引データやトラフィックなどの情報優位性及び管理規則を濫用し、第三者の経営情報を遮断することや商品展示順位を妨害することなどを通じて不正競争を行い、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱してはならないと規定されている。ただし、暫定規定には、「競争上の優位性」に関する具体的な定義が定められていない。

²² 国市監処〔2021〕28号事件

暫定規定第 24 条は、プラットフォーム事業者がサービス協議書や取引規則などを利用して、プラットフォームにおける事業者（出店企業など）に対し、不合理な制限又は条件の付加を行ってはないと規定している。

同条には、プラットフォーム事業者が「相対的優越的地位」を有することが求められないため、プラットフォーム事業者の市場上の地位の如何にかかわらず、上記の規制行為を行う場合、同条の規制を受けるべきであると考えられる。この点について、ご留意頂きたい。

執筆担当：苗 暁艶

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年5月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

最高人民法院が2023年10大知財事件を公表

掲載日	2024年5月14日
概要	中国最高人民法院が2024年4月22日に公表した2023年の10大知財事件及び50件の典型的知財事例について解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 北京市の住宅購入規制の緩和措置

4月30日、北京市住宅建設委員会より「本市の住宅購入制限政策を調整する通知」²³（以下、「430通知」という。）が発表された。元の住宅購入制限策を調整し、13年ぶりに、北京市の住宅購入制限を緩和する政策と言われている。

2011年、当時過熱していた不動産投資や投機を抑制し、住宅需要を合理的に誘導するため、北京市は「本市の住宅購入制限政策の実施に関する関連問題に関する通知」を発表し、不動産購入制限時代に突入した。当該政策によると、北京市内に戸籍のある既婚世帯は2箇所、北京市内に戸籍のある単身世帯は1箇所、北京市の戸籍を持っておらず、且つ北京に住宅がない世帯で、市内に5年以上連続して社会保険料または個人所得税を納めている者の住宅購入は1箇所に制限されていた。

近年、人口増加率の低下、高齢化の加速、新規世帯数の減少、都市化率の鈍化、住宅投資需要の減少などが原因で、中国の不動産市場における有効需要は高潮期を過ぎ、下降トレンドに入ったと見られている。このような新しい市場変化に応じて、国民経済の柱産業とされている不動産業を復興させるため、政府は、一連の政策を打ち出した。430通知は、その一環である。

当該通知によれば、北京市住民は一世帯ごとに、現状の住宅数をもとに、さらに北京市の五環路以外において、新たに1箇所住宅を購入できることとなった。つまり、北京市に戸籍のある既婚世帯は、もともと2箇所の住宅を購入できるが、今後は北京市の五環路以外において、さらに1箇所を購入できる。同様に、北京市に戸籍のある単身世帯と北京市で、連続5年の納税者世帯は、それぞれ合計2箇所の住宅を購入できることとなった。

今回の北京での住宅購入制限緩和策は、単一な政策ではなく、2022年以来、中国全土において、既に20都市以上において、住宅購入制限の取消や緩和策が出されている。5月9日までの統計によれば、以下の24都市において、住宅購入の制限策は全面的に取消された。

No.	都市名	取消時間	No.	都市名	取消時間
1	佛山	2022年12月9日	13	合肥	2023年9月15日
2	東莞	2022年12月26日	14	武漢	2023年9月19日
3	揚州	2023年6月25日	15	無錫	2023年9月19日
4	嘉興	2023年8月25日	16	寧波	2023年9月28日
5	南京	2023年9月8日	17	太原	2023年10月7日
6	大連	2023年9月8日	18	昆明	2023年11月2日
7	蘭州	2023年9月8日	19	廈門	2023年11月15日
8	濟南	2023年9月11日	20	蘇州	2024年1月30日
9	青島	2023年9月11日	21	長沙	2024年4月18日
10	福州	2023年9月11日	22	成都	2024年4月29日
11	鄭州	2023年9月12日	23	杭州	2024年5月9日
12	瀋陽	2023年9月12日	24	西安	2024年5月9日

²³ 《关于优化调整本市住房限购政策的通告》

現時点で、住宅購入制限策が維持されている都市は、北京、上海、広州、天津、海南の六ヶ所のみである。この六ヶ所においても、それぞれ緩和策が出されている。

430 通知が出された後のゴールデンウィーク連休期間中に、北京市五環路以外の住宅の訪問量は明らかに増加した。ネットでの統計によれば、ゴールデンウィーク連休期間中の北京中古住宅の毎日平均取引達成量は、同比 43% 増長された。なお、今回の緩和策は、もともと北京中心部に集中している人口を徐々に五環路以外の区域に移動させる意図も表している。

上記住宅購入制限の緩和の他、5月17日、中国人民銀行により、個人による住宅ローンの初期支払比率と個人住宅ローンの利息をそれぞれ引き下げる政策が公表された。中国人民銀行副行長陶さんは、中国人民銀行において、3,000億人民元規模の保障性住宅再融資を設立する予定であり、地方の国有企業が完成させた売れ残りの商業住宅を合理的な価格で取得し、補助住宅として販売または賃貸することを支援することを奨励・指導するもので、5,000億人民元の銀行融資につながると期待されていると述べていた。これら一連の政策は、住宅市場の消費者にとって、資金面の重大な優遇策と言える。例えば、300万人民元の住宅を購入する場合、新しい政策が適用される場合、45万人民元の頭金を支払えば、ローンを組むことができる。30年ローンで100万人民元の貸出であれば、新しい政策が適用される場合、今までより毎月のローンの返済金額は135万人民元を減らすことができ、利息支出は全部で4.85万人民元を節約できる。

517 政策が実施された後、北京の中古住宅の問い合わせ量は、30%増加した。住宅取引達成量は、増加するトレンドが表れている。但し、不動産専門業者の分析では、430と517の優遇政策は、短期的な効果はあるが、長期的な市場回復には、さらなる多元化の優遇政策が必要となる。

執筆担当：呉 秀穎

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2024 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
2024 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家秘密保護法（2024 年改正） 消費者権益保護法実施条例 	<ul style="list-style-type: none"> AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策 データの越境流動の促進と規範規定について
2024 年 2 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿） 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者集中申告基準について
2024 年 1 月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法（2023 年改正法） 	<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度

<p><u>2023年12月号</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 • 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） • 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> • 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について • 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 • 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について • AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 • ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について • グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて • 専利法実施細則改正内容の公表
<p><u>2023年11月号</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 未成年者インターネット保護条例 • 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 	<ul style="list-style-type: none"> • 中国深圳市での特許セミナー講師
<p><u>2023年10月号</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟（馳名商標認定） 	<ul style="list-style-type: none"> • 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向（「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について） • 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 • GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
<p><u>2023年9月号</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民事訴訟法の改正に関する決定 • 外国国家免除法 • 企業名称登記管理規定実施弁法 	<ul style="list-style-type: none"> • 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
<p><u>2023年8月号</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 	

	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント） 	
2023年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表
2023年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法（意見募集稿） 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第一版）～重要ポイントと実務対応～ 「商標評審案件の審理中止状況規則」に関する解説
2023年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 薬品基準管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例

編集・発行
TMI 総合法律事務所
発行日
2024年5月31日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



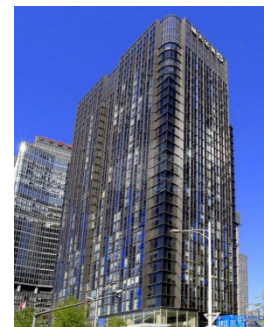
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア